

令和5年度

# 澁川市教育行政方針

教育・文化の振興



澁川市教育委員会

## 基本理念

渋川市教育委員会は、幅広い知性を身に付け、豊かな徳性と社会を生き抜く創造力を培い、心身ともに健康で活力ある人間の育成を目指して教育行政を推進します。

また、郷土を愛するとともに、学び合い、励まし合い、ともに生きる「教育都市渋川」の教育の振興に努めます。

## 基本方針

- 1 子どもたちが学ぶ楽しさや喜びを味わい、国際的視野に立って共生社会をたくましく生きる力を身に付けるための、魅力ある学校教育の充実
- 2 生涯にわたって主体的に学び、より豊かに生き生きと暮らすための、活力ある生涯学習の充実
- 3 郷土の伝統・文化を学び、ふるさと渋川への愛着と誇りを醸成するための、文化財の保護と活用の充実

# 重点施策

## 【学校教育の充実】

「確かな学力」、「豊かなこころ」、「すこやかな体」の調和を図り、一人一人が学ぶ楽しさや喜びを味わい、国際的視野に立って共生社会をたくましく生きることができる力を育てます。

また、家庭や地域との連携を強化し、地域の特色・文化を活かした魅力ある園・学校づくりを推進し、ふるさと渋川を愛し、互いを尊重し、思いやりの心を持った子どもたちの育成に努めます。

### 1 信頼される園・学校経営の推進

- (1) 園・学校経営構想の充実と教職員の経営参画に対する体制確立
  - ア 学校評価等により把握した課題に基づいた園・学校経営方針の具体化と園・校長のリーダーシップのもと、全教職員が園・学校経営に参画する体制の確立
  - イ P・D・C・A（計画・実施・評価・改善）のマネジメントサイクルを生かした適切な教育課程の編成・実施
- (2) 教職員の指導力向上とメンタルヘルスの保持
  - ア 教職員の職能成長を促す人事評価制度の活用と保育や授業の改善を目指した実践的な園・校内研修の充実による教職員の指導力の向上
  - イ 職場内の温かい人間関係の構築と働き方改革の趣旨を生かした職場環境の整備、規律確保行動計画の点検評価及び服務規律委員会の計画的な実施
- (3) 生徒指導及び安全管理の徹底・充実
  - ア いじめ・不登校の未然防止の強化と支援の充実
  - イ 家庭・地域等と連携した登下校の安全対策の充実と危険予測・回避能力育成等を重点化した安全教育の徹底
- (4) 地域とともにある学校づくりの推進
  - ア 学校運営協議会を核とした学校・家庭・地域が連携、協働する学校づくり、コミュニティ・スクールの推進
  - イ 家庭や地域、自治会や公民館等の関係機関との連携強化による、学校・家庭・地域が一体となった子どもの健全育成の推進
  - ウ 園・学校の経営方針や学校・家庭・地域の目指す子どもの姿の具現化に向けた取組についての積極的な情報発信
- (5) 「共同学校事務室」の設置及び推進

ア 法令化による設置により、事務の共同処理の適正かつ円滑な執行と事務処理体制の確立・強化

イ O J Tによる事務職員の職能成長と、積極的な学校経営参画をめざした共同事務の工夫・改善及び充実

(6) 幼稚園教育の充実

ア 幼児の発達のプロセスを見通し、幼児の生活の連続性、季節の変化等を考慮し、幼児の興味や関心、発達の実情等に応じた指導計画の作成

イ 幼児が自ら環境に関わり、様々な活動を展開しつつ必要な体験を得られる環境構成の工夫と、幼児が望ましい方向に向かって自ら活動を展開していくための援助の工夫

ウ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた家庭・地域との連携及び幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続

## 2 「確かな学力」の向上

(1) 「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善

ア 学ぶ楽しさや喜びを実感できる体験的な学習を重視し、自ら問いを見だし解決しようとする問題解決的な学習となる学習過程の工夫

イ 身に付けた知識や技能を活用して課題を解決する学習活動の工夫

ウ 友だちと考えを聴き合い、教え合い、学び合う場の設定の工夫

(2) 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実

ア 子どもたちが自分に合った学び方を選択したり、友だちと考えを共有したりして、個に応じた幅広い学びにつながるICTの効果的な活用

イ 子ども一人一人の特性や興味関心、学習進度に応じた多様な学びの推奨

(3) 思考力・判断力・表現力等の育成

ア 教師一人一人が子どもの学びの姿を適切に見取り自らの指導に生かす、ねらいを明確にした授業の充実

イ 子どもたちが自分の学びを自覚し、成長を実感できる振り返りの工夫

## 3 「豊かなこころ」の育成

(1) 人権教育の充実

ア 全体計画と年間指導計画の見直し・改善、教職員の人権感覚の高揚及び、言語環境や教室環境の整備

イ 常時指導の充実による、互いを大切にし、認め合い、人と関わる楽しさが高まる取組の推進と、他者の痛みがわかる思いやりと優しい心の育成

- ウ 子ども同士が互いを大切に認め合い、自己有用感を高めるための温かい園・学校・学級作りと学ぶ楽しさや喜びを味わえる授業の実践
- (2) 生徒指導の充実
  - ア 一人一人が個性的な存在として尊重され、子どもが安心して自己を表現できる学校・学級風土の醸成と、子ども及び保護者との信頼関係に基づく積極的な先手型の生徒指導の推進
  - イ 不登校の未然防止や早期対応に向け、スクールカウンセラーやウォームアップティーチャー等の効果的な活用と関係機関が連携したチームサポートによる組織的・継続的な指導体制の確立と魅力ある学校づくりの推進
  - ウ 法の定義に則り積極的ないじめの認知を進めつつ、いじめ防止基本方針のもと、関係機関と連携した生徒指導体制の確立・見直しと子どもの発達を支え、いじめを予防する生徒指導の推進
- (3) 道徳教育の充実
  - ア 全体計画と年間指導計画に基づく、学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進と道徳教育の要としての特別の教科道徳科の充実
  - イ 家庭、地域と連携した道徳教育を推進するための協力体制の整備
- (4) 特別活動の充実
  - ア 子どもの自己有用感を育み高める学校・学級づくりの推進
  - イ 全体計画及び各活動・学校行事の年間指導計画に沿った、組織的・計画的な取組及び児童生徒の自発的・自治的な活動の推進

#### 4 「すこやかな体」の育成

- (1) 体力の向上
  - ア 体力テストの結果や自分の現在の体調を踏まえ、自ら運動に親しむ運動好きで活力のある児童・生徒の育成及び、体を動かす楽しさや心地よさを味わえる授業の工夫
  - イ 仲間と積極的に関わり課題解決を行うための学習過程の工夫及び、運動量を十分に確保し体力の向上につながる指導の充実
- (2) 健康教育の充実
  - ア 自己の健康に関心をもち、様々な健康課題と向き合い、健康の大切さを認識し、主体的、協働的に活動できる児童・生徒の育成
  - イ 食育指導の充実や生活習慣病の未然防止による、心身ともに健康な児童・生徒の育成及び、望ましい生活習慣の定着を図る取組の充実

## 5 多様な教育的ニーズ等に対応する教育活動の充実

### (1) 特別支援教育の充実

- ア 全ての教職員の特別支援教育に対する理解促進と、特別支援教育コーディネーターや児童生徒を指導する教員の専門性及び指導力の向上
- イ 個別の支援を必要とする児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応した連続性のある多様な学びの場の整備と、指導・支援の充実
- ウ 交流及び共同学習の計画的・継続的な実施、及び、合理的配慮の提供をとおした、自立と社会参加を促進するインクルーシブ教育の推進
- エ 保育所・認定こども園・幼稚園・小学校・中学校及び関係機関や専門家等と連携した、切れ目のない支援体制の構築

### (2) ICTを効果的に活用した教育活動の推進

- ア 学ぶ楽しさを味わえる「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善におけるICTの効果的な活用の推進
- イ 児童生徒の情報活用能力（情報モラルを含む）の育成に向け、一人一台端末等のICTを効果的に活用した学習活動の推進
- ウ 教職員が一人一台端末等のICTを授業や校務で効果的に活用するための校内研修等の推進

### (3) 教育研究所の充実

- ア 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善・教職員の資質向上を目指した研究・研修の充実、教育相談技術向上の推進及び社会科副読本「第四版新しい渋川」に係る指導資料等の作成
- イ 園・学校・関係機関との連携を図った教育相談事業の充実と適応指導教室（教育支援センター）「かけはし」の充実

### (4) 外国につながる児童生徒に対する教育・支援の充実

- ア 日本語指導が必要な児童生徒に対する計画的な取り出し及び入り込み指導
- イ 市立学校への就学を希望する児童生徒と保護者への適切な情報提供及び受入体制の整備

### (5) 現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を育成するために教科横断的に取り組む多様な教育活動の充実

- ア ふるさと渋川のよさを知り、渋川を誇りに思うところを育てるふるさと学習
- イ 平和の大切さを実感し、平和を希求する態度を育成する平和学習
- ウ 国際的視野に立ち、積極的に異文化と関わり合い、会話を楽しむためのコミュニケーション能力を高める英語学習
- エ 将来の社会的・職業的自立に向けて必要となる資質・能力を育むキャ

リア教育

オ 共生社会の形成者として必要な資質や実践力を育む福祉・ボランティア教育

カ 読書を楽しんだり、学校図書を学習に役立てたりする子どもを育てる学校図書館教育

キ 環境問題に主体的に考え行動できる態度や実践力を育む環境教育

ク 音楽、絵画、古典芸能など文化・芸術への触れ合いを通して豊かな感性を育成する情操教育

ケ 危険予測、危険回避能力を高め、自他の命、安全を自ら守る態度を育成する安全教育

(6) 各種指定等研究の推進・充実

ア 群馬県教育委員会

・群馬県青少年赤十字実践推進校

(津久田小学校：2年次 令和4・5年度)

・生きる力を育む歯・口の健康づくり推進事業

(豊秋小学校：1年次 令和5・6年度)

・各教科等授業改善プロジェクト 「学級活動」

(古巻小学校・古巻中学校：令和5年度)

イ 渋川市教育委員会

・小学校教育実践研究会 (古巻小学校)

・中学校教育実践研究会 (渋川中学校)

・幼稚園・こども園教育実践研究会 (赤城幼稚園・かに石こども園)

## 6 小中学校適正配置の推進

「渋川市小中学校の再編に関する長期的な方針」に基づき、小中学校における再編統合、小中学校の在り方について、市民から意見を聴取するなど地域の合意形成を図ることができるよう学校再編推進室を設置し取り組む。

また、令和2年4月より導入した小規模特認校制度など、児童生徒の望ましい成長のために、さまざまな地域事情を考慮しつつ、学校と地域が連携・協働できるより良い教育環境の整備に努める。

## 7 学校施設の整備・充実及び長寿命化の推進

学校施設の安全性、機能性を確保し、児童生徒にとって安心して快適な学習環境を整備するため、修繕を継続的に実施する。

また、空調設備の整備など大規模改修工事は、予算が膨大となることから、財政負担の平準化を図りながら、計画的に施設の長寿命化を進める。

(1) 小学校施設管理事業

児童が学校生活を安全かつ円滑に過ごせるように施設老朽箇所の修繕を実施する。

- ・金島小学校南校舎外壁改修工事 ほか

(2) 中学校施設管理事業

生徒が学校生活を安全かつ円滑に過ごせるように施設老朽箇所の修繕を実施する。

- ・防火シャッター危害防止装置取付工事 ほか

## 8 児童生徒の通学支援

児童生徒が安全で安心して遠距離を通学できるよう利便性を第一に考え、通学支援により、児童生徒の教育の機会均等を図る。

- ・通学バス運行業務委託（市内17路線）
- ・路線バス利用における通学費の補助
- ・小規模特認校への通学支援など必要な支援の研究

## 9 学校給食の充実

本市における学校給食基本方針に基づき、効果的な施策、事業を推進し、学校給食の充実を図る。

(1) 学校給食調理場の運営

南部学校給食共同調理場（委託期間満了）及び東部学校給食共同調理場（新規）の業務委託に向けた準備

(2) 地産地消・食育の推進

- ア 渋川市産、群馬県産食材の積極的な活用
- イ 地場産食材や郷土料理を活用した食育の推進

(3) アレルギー対応食の提供

南部学校給食共同調理場における食物アレルギー対象品目の拡張に向けた準備



## 【生涯学習の推進】

I C T（情報通信技術）の急速な進展やS D G s（持続可能な開発目標）への国際的な取組など社会情勢が大きく変化する中、全ての人が生きがいを感じられる多様性のある社会の実現が求められ、生涯学習の重要性が高まっています。

第2次渋川市生涯学習推進計画の基本理念「ふるさと渋川を愛する人づくりのための生涯学習活動の推進」に基づき、引き続き、市民一人一人が生涯にわたり主体的に学び、集い、学習成果を地域に活かし、地域の特性を創造するまちづくりに取り組むとともに、誰もが学ぶ喜びと支え合いを実感しながら、時代を生き抜き、心豊かな人生を送るための活力が湧く生涯学習環境の創出に努めます。

また、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える活動の充実を図り、人と人、人と地域を結ぶと同時に、それぞれの地域に受け継がれてきた伝統や文化、その地域ならではの魅力を未来へ継承する地域づくりの推進に努めます。

### 1 自ら学ぶ意欲を培う意識啓発と市民参加の促進

#### (1) 市民参画によるしぶかわ市民教育の日の推進

ア しぶかわ市民教育の日事業（しぶかわ市民まなびの日）を開催し、市民の教育への関心と理解を深め、地域社会に主体的に参画する人づくりを進める。

イ 関係団体や教育機関、地域等における様々な学びの活動を紹介し、それぞれの活動の活性化を図る。

#### (2) 現代的課題に対応した指導者養成事業の充実

ア 必要に応じて学習内容を見直し、現代的課題に対応した指導者の育成を目指す。

イ 修了生の活動を支援し、積極的な活用を図る

#### (3) 学びが循環する生き生き学習の推進

ア 市民が自らの学習成果を活かして講師になり、他の市民へ多様な学習機会を提供することにより学びが循環する生涯学習社会の形成を目指す。

イ 感想等を受講者から聴取し、講師と共有することで内容のさらなる充実に努める。

#### (4) 多様化する市民ニーズと地域課題解決に向けた出前講座メニューの充実

ア 防災、環境、健康、子育て支援、スポーツ、介護、ボランティア、人権など市民が知りたい情報、市が市民に知ってもらいたい、伝えたい内

容を市民が主催する学習会などへ出前することにより、市政に理解を深めてもらう機会とし、市民と行政の協働によるまちづくりを推進する。  
イ 感想等を受講者から聴取し、関係部署と共有することで内容のさらなる充実に努める。

(5) 学びつづける楽しさ伝える生涯学習だよりの発行

ア 公民館が行う「つどう」「まなぶ」「むすぶ」活動や市内生涯学習関連施設の学習環境などを紹介し、利用の促進につなげる。

イ 地域の生涯学習活動を紹介し、学びを通して人とつながる楽しさやコロナ禍においても学びを止めない工夫を伝える。

## 2 生涯学習推進体制の連携強化

(1) 生涯学習関連事業について市内小中高等学校や地域との連携を図るとともに、市民を代表する社会教育委員会議や生涯学習推進協議会等と一体となって生涯学習活動を推進する。

(2) 身近な地域での学習機会を提供するため、公民館や図書館等生涯学習関連施設におけるそれぞれの生涯学習活動の推進を図りつつ、施設間や他部署との情報共有や相互の連携による事業運営により地域を超えた取組へと発展するようネットワークづくりを強化する。

## 3 文化・芸術に親しむ機会の充実と活動の振興

(1) 市民総合文化祭の開催を通して、市民の文化芸術活動の向上と振興を図る。

(2) しぶかわ能、創作こけし美術展等の開催を通して、心が豊かになる芸術鑑賞機会を提供する。

(3) 地域文化資源を活用し、彌酔の句会や子ども対象の俳句教室等を実施するとともに、郷土愛を育む偉人顕彰展等を開催する。

(4) 文化協会や子ども歌舞伎等、文化・芸術団体の活動を支援し、伝統文化の担い手づくりを図る。

(5) 子どもたちに対する取組を特に重視し、ICT機器（情報通信機器。タブレット等）の活用などにより、気軽に鑑賞したり参加したりする方法の工夫に努める。

(6) ホームページやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス。ツイッター等）を活用するなどして開催情報等を適時発信し、市民への周知に努める。

#### 4 青少年健全育成の推進

- (1) 青少年の非行や犯罪被害を抑止するため、青少年センター員による定期的な見守り活動を行う。
- (2) 青少年や保護者の悩みの解決に向け、利用者に寄り添った面接、電話、電子メール、LINEによる多様な相談体制の周知及び相談活動を実施する。
- (3) 青少年を取り巻く環境浄化の推進に向け、青少年センターによる有害図書回収及び青少年育成推進員によるまちなみスッキリ運動を実施する。
- (4) インターネット利用による青少年の犯罪被害やトラブルを防止するため、青少年育成推進員を中心に「おぜのかみさま県民運動」の啓発を図る。
- (5) 青少年を取り巻く新たな課題に対応するため、青少年育成関係団体等と連携を図り課題解決に向けた取組を行う。
- (6) 高校生の放課後自習室（すたでいばんく）、学生みんなの自習室（インすたでいほーる）について、利用者に寄り添った管理、運営を行い、地域で安心して学べる青少年の自主学習の環境を提供する。
- (7) 庁内各所属が行う事業へ青少年の参加を促し、青少年の力を市政やまちづくりに活かす。

#### 5 学校を核にした地域づくりの推進

- (1) コミュニティ・スクールを導入した学校区に地域学校協働活動推進員を配置し、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進を図る。
- (2) 放課後子ども教室の実施により、地域人材が自らの学習成果を活かして指導者となり子どもたちに多様な体験・活動の機会を提供する。
- (3) 文化部活動の段階的な地域移行について研究を進めるとともに、地域の文化活動団体から賛同を得られるよう気運の醸成に努める。

#### 6 「ともに生きる」共生社会における人権教育の推進

- (1) 偏見や差別をなくし、自分も他者も大切に作る共生社会を築くため、様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深める人権教育及び啓発事業の充実を図る。
- (2) 人権教育を行う教育集会所の活動を支援するとともに施設の維持管理を行う。

## 7 公民館活動の推進

公民館では、第2次渋川市生涯学習推進計画で掲げる基本理念「ふるさと渋川を愛する人づくりのための生涯学習活動の推進」に基づき、4つの基本目標（学ぶ「生涯にわたる学びの実現」、集う「集いによる人間関係を育む学びの実践」、活かす「学習成果の地域活用」、創る「地域の特性を活かす学びの創造」）を達成するため、引き続き、様々な事業を実施し、多世代にわたり、学習の支援を行う。

令和5年度は、「Beyondコロナ」を掲げる中、特に、次の事項について、積極的に取り組む。

### (1) コロナ禍に対応した公民館活動の継続

学びを止めないため、新型コロナウイルス感染予防対策を徹底した上で、工夫を加えながら、公民館活動を継続できるよう取り組む。

### (2) コミュニティ・スクールとの連携、協働

地域と学校が連携して子ども達を育む「コミュニティ・スクール」を導入することから、公民館は、地域と学校を「つなぐ」重要な接点として、積極的に連携、協働を図る。

### (3) 郷土を愛する人づくりと地域づくり

郷土の伝統・文化を学び、ふるさと渋川への愛着と誇りを醸成するための人づくり、地域づくりに努めるとともに、各地域間の交流の拡大を図る。

### (4) 効果的な施設運営

防災や子育て支援等、様々な行政需要に対応できる地域の拠点施設として、地域特性に適合した取組に努める。また、老朽化が進む施設や設備については、計画的に修繕を図る等、生涯学習活動、社会教育活動を推進しやすい良好な環境づくりに努め、利用者の安全、安心を確保する。

## 8 図書館運営の推進

市民が生涯にわたって読書活動を行うことができる環境整備や市民の多様な学習活動を支援し、市民にとって身近で魅力ある図書館を目指し、幅広い世代に向けたサービスを提供する。

### (1) 親子で楽しめるおはなし会や子ども映画会、作家講演会等の催しを通して図書館への来館を促すとともに、読書活動を推進する。

また、新しい生活様式を踏まえ、安全・安心して利用できる図書館運営に努める。

### (2) 図書館と公民館図書室のネットワークを活用する。図書館管理シ

システムの更新に合わせて、新たに公民館図書室へ同システムを導入し、また、読書の記録帳を整備する。幅広い資料収集や情報提供等を積極的にいき、図書館の利用促進を図る。

- (3) ハンディキャップ・サービスに係る資料の収集や来館困難者へのサービスの提供等、共生社会実現に向けた取組を継続して行う。
- (4) 一人一人の赤ちゃんに絵本を開く楽しい体験と共に絵本を手渡すブックスタート事業を継続し、親子で本に触れるきっかけを作り、豊かな心を育む読書活動を推進する。
- (5) 図書館司書による学校訪問や学校図書館事務補助員等の研修を行い、学校図書館との連携を強化し、子どもの読書活動を推進する。
- (6) 読み聞かせボランティア等を対象とした講座や交流会等の実施を通して読み聞かせボランティア等の支援を行う。
- (7) 視聴覚ライブラリーの利用促進することで、学校教育や社会教育等における視聴覚教育の振興を図る。

## 9 美術館事業の推進

移転に伴い美術館は現在休館中であるが、新美術館開設に向けては、これまで以上に市民に親しまれることを目指し準備を進めている。引き続き芸術に触れる機会を提供し、美術館主催によるワークショップや教育機関等との共催による企画展等の充実を図るとともに、美術館の運営について運営協議会において検討を行いながら、市民とともに育む美術館を目指していく。

- (1) 新美術館開設準備
- (2) 美術の創作体験を提供するワークショップの開催
- (3) 渋川・北群馬図工美術作品展等の学校教育連携による美術鑑賞機会の提供
- (4) 小中学生対象の市内4館をめぐるスタンプラリーの開催
- (5) 渋川市美術館・桑原巨守彫刻美術館運営協議会の運営

## 10 文学館事業の推進

市民をはじめ多くの来館者が心の豊かさを享受できるように、ふるさと渋川への愛着と誇りの醸成と文化の薫り高い地域づくりに貢献する施設としていくことを「徳富蘆花記念文学館」の目的として、新しい生活様式に配慮しながら以下の事業を進める。

- (1) 明治の文豪「徳富蘆花」終焉の間（蘆花記念会館）の保存と公開
- (2) 徳富蘆花に関わる資料の保管と展示

- (3) 群馬県立土屋文明記念文学館と協働した移動展を開催
- (4) 収蔵品を活用したわかりやすい説明を添えた魅力的な企画展の開催
- (5) 徳富蘆花を偲ぶお茶会と小学生を対象とした茶道体験教室を開催
- (6) 小、中学生から高齢者まで生涯を通じた幅広い世代への学習機会の提供
- (7) 小中学生対象の市内4館をめぐるスタンプラリーの連携
- (8) ホームページ等の電子媒体を活用した施設の紹介
- (9) 来館者や観光客の憩いの場である喫茶室の運営
- (10) 収蔵資料の閲覧

## 【文化財の保護と活用】

先人が築き、守り、受け継がれてきた市民共有の財産である文化財の保護を図るとともに、地域に伝わる郷土芸能や伝統文化の保存・継承活動の支援の充実を図ります。市民文化の向上と魅力ある地域社会の形成に寄与するため、郷土の文化財の活用及び情報発信を進め、文化財への理解の促進に努めます。

### 1 文化財の保護・管理の推進

- (1) 市内に所在する文化財の把握・調査・研究及び資料整備の推進
- (2) 指定文化財等の定期的なパトロールと適切な保護・管理の推進
- (3) 埋蔵文化財の発掘調査と資料整理、適切な保存措置の推進
- (4) ヒメギフチョウの保護のための調査・研究と生息域環境整備の推進

### 2 文化財の活用と整備の推進

- (1) 国史跡等の学術的調査・研究と、保存・整備の推進
- (2) 金井東裏遺跡・黒井峯遺跡をはじめとする榛名山噴火関連遺跡に係る講演会・展示会・現地見学会等による情報発信及び群馬県との連携
- (3) 市内の文化財や遺跡の見学会、講座等による情報発信
- (4) 新しい生活様式に配慮した学校教育・生涯学習における歴史・民俗資料の活用及び歴史資料館を活用した体験学習活動の推進
- (5) 歴史資料館及び市内に点在する収蔵庫の再編統合に向けた検討

### 3 伝統文化の保存・継承活動の支援

- (1) 伝統芸能、伝統文化の保存・活用・発表活動・設備修繕に対する補助金交付等による支援
- (2) 後継者育成及び伝承活動への民間助成金や学習機会等の情報提供及び助言
- (3) 伝承活動団体への学習・活動等機会の情報提供

### 4 自主活動団体の育成・支援

- (1) ボランティア団体や文化財関係団体への情報提供等による支援
- (2) 歴史資料館等を活用し、自主活動団体と連携事業の実施
- (3) 新しい生活様式をふまえた活動内容等の支援